

# 正しく伸びよ青少年

## 盛會裡に終った 青少年健全育成 研究協議会



▲あいさつする金子村長

すべての青少年を心身とが悪質化し更に低年齢化の暴走、大量検挙、女子高校生もたくましく健かに育成傾向を示していることは、市民が安心すべきことである。しかし、その願いと逆とした青少年の非行が激増している。例えは十一月三十日新聞に報道された(住の件数が年々増加し、又それ

中、中でも特に高校生を中心とした青少年の非行が激増している。例えは十一月三十日新聞に報道された(住の件数が年々増加し、又それ

- 一、現在の非行が目立つもの
  - (1)万引きの増加
  - (2)シンナー遊び
  - (3)不純異性交遊
- 二、非行の特色
  - (1)非行が低年齢化し、小学生の非行が増加してきた
  - (2)非行の集団化
  - (3)非行の広域化
  - (4)交通機関の発達に伴い、新線、三条、燕等問題行動をおこし補導されてくる者もかなり多い。
- 三、親の非行防止対策は
  - (1)親の非行、万引、シンナー遊び等は回を重ねて深みにハマってからはなかなか救いがなくなる早期に発見し治療することが極めて大切である。

子どもは講師に警察署防犯課長丸山計殿を迎え「青少年非行の事例と問題点の究明」と題して講話を聞いたが、参加した百数十名の保護者は、非行の事実を聞き、又深い感銘をおぼえたようだった。講話は主として、巻着管内における青少年補導概況と、近郷において最近おきた非行事例をあげ、その事例を通し問題点と、親として対処しなければならぬ点を指摘された。



▲真剣な顔々々……

講話の後、進路別にわかれ高校、中学の職員を交えての懇談会をもち、青少年非行対策、健全育成対策について、真剣に討議された。目立った意見として

- (1)夕食時を家族だんらんの時に行う。
- (2)アルバイトについては親のその内容を理解し吟味する必要がある。
- (3)共働きが増加したが、基本的な躾は各家庭で確実につけなければならない。
- (4)非行は他人ごとではない。体は大きくなったが精神面では不安定な面がある。親、学校、地域があたかく見守る必要がある。
- (5)青少年環境の浄化をもつて、真剣に考えねばならぬ。
- (6)今回の集会は極めて有意義であった、しかしより

多くの保護者の集りを得て効果を高めるようにしたい。等々意欲的な意見が多く、青少年健全育成に対する関心が次第に高まりつつあることがうなづけられ、このきか見通しをもって対処すべきである。

誰か手をささげればよいのか、あなた方一人一人である。これを機会に村民総ぐるみで青少年健全育成に意をそそいでいただきたいものである。

近寄らず(過保護)手離なまず(放任、無関心)親の責任と自覚が強く要求されている。

○ひとときの、親子の対話 明るい家庭

○よその子も わが子も同じ愛の手で

## 昭和五十一年産 水稻共済金二百五十万円

被害面積 一、七七二アール  
被害戸数 百十四戸  
異常気象でイモチ病多発

昭和五十一年産水稻は、月三日から二十一日まで三田植期からの異常天候で初回にわたり損害評価を行った。期生育から遅れをとり、また、抜取、実測調査も組織的に高温を期待された梅雨み入れ地区の均衡を欠いた。明け後も低温が続き、日照結果、三割以上被害面積不足等が要因になり例年に比し、一、七七二アール、減収量なくイモチ病が多発した。また、登熟にも大きな影響を及ぼした。なお、水稻共済金は、先ず、米質の低下を招いた。この十五日に関係者の各農協の預金口座へ支払をしました。

班	部	落名	被害面積	減収量	戸数	支払共済金
1	金池、石瀬、久保田、猿ヶ瀬、南谷内	359.4	2,127	31	425,400	
2	岩室、樋曾、栄、橋本	63.1	794	6	158,800	
3	北野、夏井、西中白鳥、西長島	245.2	1,781	23	356,200	
4	鴻上、横曾根、西船越、新谷、横油島、高畑	620.8	4,492	30	898,400	
5	原、津雲田、富岡、高橋	9.9	35	1	7,000	
6	和納1区~10区	473.7	3,274	23	654,800	
合計			1,772.1	12,503	114	2,500,600

## 老後の安定 農業者年金に 加入しましょう

農業者年金の制度は、一定の要件を満たす農業者が被保険者として、被保険者が老令に達して経営移譲をしたときに、それまでに保険料を納めた期間に応じた給付額を六十才から支給されることとなる。六十才以降は、六十五才になるまでの間の十分の一の額の経営移譲年金に加えて、農業者老令年金が支給されることとなる。

加入するに必要資格期間の要件

- 一、通常六十才に達する日の属する月の前日までの被保険者期間等が二十年以上あること。
- 二、出稼等のため厚生年金加入した場合は、農年の資格を喪失し、再加入しよとすると、再加入期間を通算できる場合もあり。

改正されさらに有利に

昭和五十二年一月一日より次の点が改正されました。

- 一、年金額の引き上げ (経営移譲年金及び農業者老令年金)
  - 一、四八倍に引き上げる
  - 二、一、〇〇〇円
  - 三、二、〇〇〇円
  - 四、三、〇〇〇円
  - 五、四、〇〇〇円
- 二、加入者の年齢引き上げ (資格をそなえた日より)
  - 一、五十才以上(農業経営主は任意加入の資格をそなえた日より)
  - 二、三十才以上(資格をそなえた日より)
  - 三、二十才以上(資格をそなえた日より)
- 三、加入者の年齢引き上げ (資格をそなえた日より)
  - 一、五十才以上(農業経営主は任意加入の資格をそなえた日より)
  - 二、三十才以上(資格をそなえた日より)
  - 三、二十才以上(資格をそなえた日より)

営主の直系昇承のうちに一人について、当該経営主が指定。農業従事経験三年以上……後継者加入(後継者加入の資格をそなえた日より)。

現在農業者年金に加入している人で、国民年金の被保険者の資格を喪失している人は当然脱退となり、農業者年金の被保険者資格喪失届出が必要となります。このような人は各農協で届出の手続をされるようお願い致します。

農業委員選挙人名簿 登録申請書の提出をお忘れなく

農業委員会等に関する法律によつて、毎年一月一日現在、農業委員選挙人名簿調整のための申請書を一月十日までに農業委員会を経由して選挙管理委員会に提出すること定められております。農業委員会は、申請書を取りまとめを行なっておりますので、お忘れなく一月十日まで提出してください。

加入者の資格要件

- 一、国民年金の被保険者で
- 二、通常六十才に達する日の属する月の前日までの被保険者期間等が二十年以上あること。
- 三、出稼等のため厚生年金加入した場合は、農年の資格を喪失し、再加入しよとすると、再加入期間を通算できる場合もあり。

改正されさらに有利に

昭和五十二年一月一日より次の点が改正されました。

- 一、年金額の引き上げ (経営移譲年金及び農業者老令年金)
  - 一、四八倍に引き上げる
  - 二、一、〇〇〇円
  - 三、二、〇〇〇円
  - 四、三、〇〇〇円
  - 五、四、〇〇〇円
- 二、加入者の年齢引き上げ (資格をそなえた日より)
  - 一、五十才以上(農業経営主は任意加入の資格をそなえた日より)
  - 二、三十才以上(資格をそなえた日より)
  - 三、二十才以上(資格をそなえた日より)
- 三、加入者の年齢引き上げ (資格をそなえた日より)
  - 一、五十才以上(農業経営主は任意加入の資格をそなえた日より)
  - 二、三十才以上(資格をそなえた日より)
  - 三、二十才以上(資格をそなえた日より)